

## 玉村町東部スポーツ広場公園に係る指定管理者の指定について

次の者を指定管理者とする議案を令和4年12月議会定例会に上程し可決されたため、玉村町東部スポーツ広場公園の指定管理者として指定しました。

### ■ 指定管理者の指定

- ・ 指定管理者となる団体の名称  
群馬県高崎市若田町627番地1  
株式会社スポーツプロテクト
- ・ 指定年月日  
令和4年12月1日
- ・ 指定の期間  
令和5年4月1日～令和10年3月31日
- ・ 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
  - (1) 名称 玉村町東部スポーツ広場公園
  - (2) 場所 玉村町大字小泉64番地2、下之宮668番地2ほか
  - (3) 敷地面積 47,860㎡

### ■ 指定管理候補者の選定審査手順（議会上程前の審査）

#### 1 募集概要

- (1) 募集期間等
  - ・ 募集要項の配付 令和4年8月15日～8月24日
  - ・ 説明会の開催 8月29日
  - ・ 応募書類の受付 9月26日～9月30日
- (2) 応募団体数
  - ・ 2団体

#### 2 提案事項等の審査

- (1) 審査日程
  - ・ 第1回指定管理候補者選定委員会 令和4年10月6日
  - ・ 第4回指定管理候補者選定委員会 10月31日
- (2) 審査の観点及び基準  
 応募者から提出された書類やプレゼンテーションをもとに、外部有識者を含む玉村町指定管理候補者選定委員会（委員7人）において審査を行い、指定管理候補者の選定を行いました。  
 審査は、次の選定基準ごとの審査結果に基づき提案内容を点数化し、その合計得点の最も高い者を優先交渉権者とし、2番目に高い者を次点交渉権者として選定しました。

#### 【選定基準】

選定基準		審査項目	配点
I	事業計画の内容が、町民の平等な使用を確保できるか。（指定手続条例第5条第1号）	・ 施設の設置目的 ・ 平等な利用を図るための具体的手法	10
II	事業計画の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。（指定手続条例第5条第2号）	・ 施設の管理運営の内容 ・ サービスの向上を図るための具体的手法 ・ 町等の主催行事との連携	30
III	事業計画の内容が、管理に係る経費の節減が図られるものであるか。（指定手続条例第5条第2号）	・ 施設の管理運営に係る経費の内容	30
IV	事業計画に沿った管理運営を安定して行うために必要な人員及び財政的能力を有しているか。（指定手続条例第5条第3号）	・ 安定的な管理運営が可能となる人的能力 ・ 安定的な管理運営が可能となる経理的基盤 ・ 類似施設の管理運営実績	25
V	その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項（指定手続条例第5条第4号）	・ 危機管理対策及び情報管理	5
合計点数			100

#### 3 審査結果および選定理由

令和3年度から北部公園の指定管理者として、活気ある公園運営を実践しており、当公園の管理においても期待できるとともに、北部公園との一体管理により提案価格を低く抑えた提案となっている。また、新たな提案では「健康づくり」「学び」「にぎわい」をコンセプトにその拠点公園として、園内の活性化が期待される提案であった。さらに、ホームページの新設や広報誌の発行、ネット予約などの情報発信の強化についても提案されており、今後の利用者増加も期待できる内容であった。

審査結果においても、総合点が高く、各審査委員の評価点も高いことから優先交渉権者として選定された。